



くらしのほっと通信

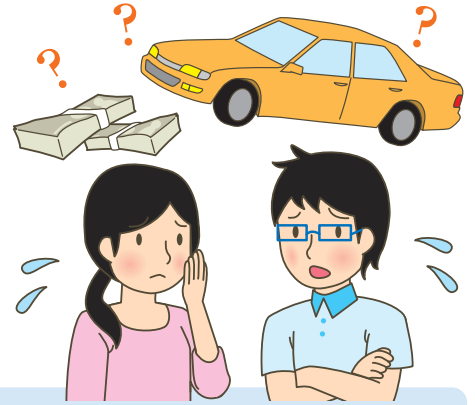
- P.2 自動車のトラブル・商品券
- P.3 LED電球の選び方
- P.4 消費者問題セミナー・講座募集

知って
おきたい...

自動車のトラブル ①

愛知県の自動車保有台数は全国1位(3,881,162台)※。
毎年、当センターには自動車に関連した様々な相談が寄せられています。自動車の購入等の契約は他の商品と異なる取扱いがあり、なかでも中古車は商品自体が千差万別なため注意が必要です。また最近では、コインパーキング利用の相談が増えています。

(※自動車保有台数統計データ 23年4月末現在 出典：(財)自動車検査登録情報協会HP)



事例 購入

中古車販売店の店頭にあった車を一目で気に入った。その場で購入を決め契約書に記入したが、後で考え直して3日後にやめたいと伝えたら解約料を請求された。

事例 売却

今乗っている車を買取り業者A社に20万円で売ることにして契約書にサインした。別の業者では25万円で買うと言われたので、A社にキャンセルを伝えたとこ解約料を請求された。

自動車は購入する場合と売却する場合で「契約の成立時期」が異なります

アドバイス

自動車の購入は**契約の成立時期が決まっています**

契約成立前であれば自由に解約(キャンセル)でき、解約料はかかりません。ただし、車庫証明など販売店が負担した実費は支払う必要があります。

自動車の登録が済んだなどの契約成立後は契約書に従って解約料を支払うことになります。

アドバイス

自動車の売却は**双方が合意したときです**

お互いに合意して契約しているので、一方的な解約はできません。解約料を請求された場合、業者に発生した損害の範囲内の額を支払うことで交渉することになります。

購入契約の成立時期

(社)日本自動車販売協会連合会・(社)日本中古自動車販売協会連合会の自動車注文書標準約款によります

現金・自社割賦の場合

- ① 自動車の登録がなされた日
(ナンバープレートの取得日)
- ② 購入者の注文による改造・架装・修理に着手した日
- ③ 納車した日

上記のいずれか早い日に契約成立

クレジット契約の場合

(主な契約約款の例)

- 信販会社が販売店に承諾の通知をした時
 - 販売店が信販会社に立替払契約の申込みをした時
- (ただし、信販会社が立替払いに応じない時は売買契約も立替払契約の申込時に遡って不成立となる)

通常、購入にあたっては相当の期間、交渉が行われるので**自動車にクーリング・オフ制度はないんだって!**



相談

月
金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

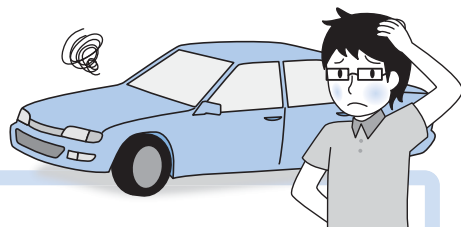
土
日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

知って
おきたい...

自動車のトラブル②



事例 故障

中古車販売店で現状渡し(保証なし)で購入した車が納車直後から調子が悪い。

無料で修理してほしい。直らないなら別の車と交換してほしい。

アドバイス

中古車は車両の経過年数や使用状態による不具合がおきる可能性があることを承知して購入しているとみなされます。しかし、契約時にわからなかった重大な不具合があった場合、その点について表示や書面で説明を受けていなければ、保証なしで購入していても無償修理を要求できます。

ただし、中古車は新車と違い、一台ごとに価格や品質が異なり、特定の車を購入するので、故障した場合、修理が原則で車両の交換要求はできません。(修理不能の場合は契約を解除することになります)

自動車は高価な商品で、なにより安全性が問われます。「中古車選びは販売店選び」といわれるほど販売店は重要です。安易な契約はやめて、業界団体の加盟店など信頼のおける店を選びましょう。購入の際は販売条件・品質をしっかりと確認・試乗し、慎重に契約するようにしましょう。

新車の不具合もまず 修理対応になるよ。

修理できなければ交換。交換できない場合に契約解除となるんだ。



参考:(社)自動車公正取引協議会 (社)日本中古自動車販売協会連合会HPなど

事例 コインパーキング

24時間最大1,000円と表示されていたコインパーキング。2日間なら2,000円だと思って駐車した。翌日、出庫したが料金は3,600円だった。仕方なく払ったが納得いかない。

アドバイス

コインパーキングの料金体系は様々です。

事例の場合、駐車時間が「最長24時間で、それ以後は別料金」と看板に記載されていました。急いでいたり慣れない場所では、注意書きを見落としがちですが、看板をよく見て料金体系を確認してから利用するようにしましょう。

また、車の止め方に注意しないと不正駐車として高額な料金を請求されたり、駐車代を払わずに出庫して違約金や調査料などを請求されているケースもあります。



お手持ちの商品券をご確認ください!

商品券の発行者が商品券の利用を廃止した場合、持っている商品券は(券面に記載されている有効期限内であっても)利用できなくなります。

払戻し手続きがされていないかどうかご確認ください。

(すし券、文具券、音楽ギフト券等は払戻し申出期間も終了。いずれも新聞の広告欄に掲載されました)



2010年4月1日から施行された「資金決済に関する法律」により、商品券の発行者は、商品券の利用を終了した場合、その商品券を持っている人(利用者)に対して、60日以上のお払戻し申出期間を設けた上で額面どおりお払戻しを行うことが義務付けられました。利用者は一定期間内に申出るとお払戻しを受けることができます。申出をしないとお払戻しが受けられませんので注意しましょう。申出期間が終了した場合は発行者に問合せみてください。

金融庁等のホームページで使えなくなる商品券やお払戻し申出期間等が確認できます。

ご不明な点は消費生活センターへお問合せください





世の中は節電モードだよ。今までもエアコンの設定温度を上げるなど、できることはしているんだけど、他に手軽にできる節電対策として何かあるかな？



家庭の消費電力を15%減らそうとされているし、できることから一つずつ取り組んでいくことが必要ね。例えば、家の電球を**LED電球**に取り替えてみるのはどう？



えっ、LED電球？聞いたことはあるけど…



LEDは**半導体の一種で、発光ダイオードのことよ**。
冬のイルミネーションや新しい信号機などで使われているものよ。
白熱電球より値段は高いけど、
消費電力が少ない、寿命が長い、水銀不使用など、
地球にやさしいあかりとして注目されているの。



節約
にもなるわ！

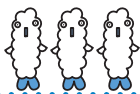


へえ、“地球にやさしいあかり”か…
そろそろ電球を取り替えなきゃと思っていたところだから、早速、電気屋さんで買ってくるよ。



ちょっと待って、ハッピー。LED電球を購入する前には、
取り付ける場所や照明器具などよく確認しなくちゃダメよ。
次にLED電球の選び方と使い方についてまとめたから、参考にしてね。

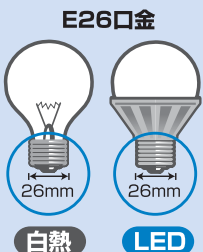
選び方のポイント



① 口金

取り付け口のサイズを
確認しよう。

電球によって口金の
大きさが異なり、主なものは一般電球タイプ「E26口金」、小型電球タイプ「E17口金」。



② 明るさと光の広がり

単位はワット形相当→ルーメン(lm)

数値が高いほど明るくなり、色のタイプは「昼白色」「昼光色」「電球色」などがある。

	白熱電球	LED電球	
単位	○W形	ルーメン(lm)	
	全方向	全方向	下方向
光の広がり方			
設置場所		部屋全体を明るくしたい (リビング・ダイニングなど)	手元や足元を明るくしたい (トイレ・玄関など)

③ 照明器具

器具の種類を確認しよう。

器具によっては使用できない場合があります。

セードなどでランプが覆われている密閉型器具や、明るさが調節できる調光機能のついた器具などは確認が必要。



明るさや光の広がり方は、白熱電球と異なるので、
取り付け場所や用途によって使い分ける必要があります。

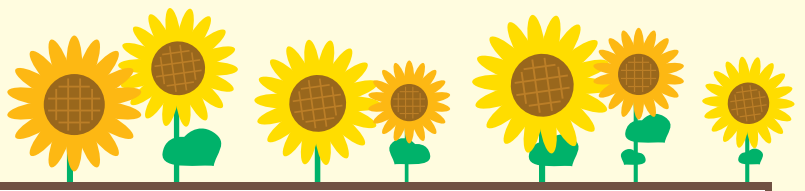
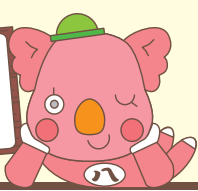
こんなメリットも！

- 紫外線がほとんど含まれていないので、**虫が寄り付きにくい。**
- スイッチを入れたら、すぐに明るい。**
- オンオフを繰り返しても寿命にほとんど影響しないので、**スイッチの点滅回数の多い場所にも適している。**



購入する際は、
**パッケージに
明記してある内容を
よく確認することが
大切です。**

お知らせ



平成23年度 消費者問題セミナー 受講者募集

締切日 **9月1日**

テーマ:安心・安全の点検と継続

●時間/毎午前10時~正午 **全10回**

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	9月 9日(金)	悪質商法とクーリング・オフの基礎知識	弁護士 佐藤 浩史
2	9月16日(金)	企業と消費者の新しい関係を考える	椋山女学園大学現代マネジメント学部 教授 東 珠実
3	9月22日(木)	暮らしの中の危険と損害保険	社団法人 日本損害保険協会 名古屋支部
4	9月30日(金)	~消費生活とマーケティング~ 安全・安心を得るために企業活動を知り、自身の消費者力を養おう!	東京経済大学経営学部 教授 小木 紀親
5	10月 7日(金)	クレジットカードの仕組みと上手な使い方	社団法人 日本クレジット協会
6	10月14日(金)	欠陥住宅被害の予防と救済	弁護士 石川 真司
7	10月21日(金)	体験学習 災害・防災のバーチャル体験	名古屋市港防災センター(現地集合になります)
8	10月28日(金)	消費生活用品の誤使用事故と防止策	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 中部支所
9	11月 4日(金)	間違っただ食の安全・安心意識が社会を狂わせる!	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 長村 洋一
10	11月11日(金)	食の安全・安心に本当に大切なことは何か!?	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 長村 洋一

消費生活講座 受講者募集

締切日 **8月31日**

テーマ:東日本大震災から学ぶ

●時間/午前10時~正午 **4回で1講座**

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	9月14日(水)	私たちにできる節電対策	(財)省エネルギーセンター 東海北陸支部 事務局次長
2	9月21日(水)	今後の水産業界について考える	中部水産株式会社 おさかなマイスター 神谷 友成
3	9月28日(水)	震災に乗じた悪質商法	名古屋市消費生活センター 指導員
4	10月 5日(水)	最新ボランティア事情	名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター 副所長

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライフプラザ12階)

募集人数 セミナー・講座 とも各100名(定員を超えた場合は抽選)

受講料 セミナー...1,000円(10回分・受講初日に徴収・1回ごとの料金設定はありません) 講座...無料

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号
④セミナーの場合は「消費者問題セミナー希望」 講座の場合は「消費生活講座希望」と明記の上、締切日までに下記の担当係へ(必着)

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費者問題セミナー係 又は 消費生活講座係

ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

*受講者募集についてのお問い合わせは
☎222-9679まで

利用のご案内

相談室

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9671** 消費生活相談
TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談
※架空請求・多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9677**
※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。